

子ども手当について

子ども手当新規・増額申請について

■支給対象者／町内に住民登録がある方で中学生までの子どもを養育している方（所得制限なし）

※住民登録がないDV被害者等の方で対象年齢の子どもを養育している方も対象となります。

■支給金額／子ども一人あたり月額13,000円

■支給月／平成22年6月、10月、平成23年2月、6月

■支給方法／支給月の10日（金融機関が休みの場合は前日）に口座に振り込みます。振込通知は送付しません。

■申請が必要な方／対象の方には個別に通知しています。

【新規申請】 ・平成22年3月末現在、児童手当を受給していない方。

・中学2年生以上の子どものみを養育している方。

【増額申請】 ・平成22年3月末現在、児童手当の受給資格がある方で、新中学2年生以上の子ども（上の子）を養育している方。

■受付場所／福祉健康課

■受付期限／平成22年9月30日（木）

■支給スケジュール／

支給月	支給対象分	提出締切日
平成22年6月※	平成22年4月分、5月分	平成22年5月21日（金）
平成22年10月	平成22年4月分～9月分	平成22年9月30日（木）

※下記期間については特設受付会場を設けますので是非ご利用ください。

日時	平成22年5月19日（水）～21日（金）午前9時～午後4時30分
場所	役場第二庁舎 3階305会議室

■注意事項／子ども手当を平成22年4月分から受給するための受付期限は平成22年9月30日（木）です。期限を過ぎますと申請月の翌月分から支給となりますので、必ず期限内に申請してください。

子ども手当現況届の提出について

平成22年3月末時点で児童手当の受給資格のある方で、今回子ども手当の新たな手続きが免除されている方（4月末までに通知がなかった方）は6月の現況届の提出が必要となりますので必ず提出してください。

■申請が必要な方／子ども手当新規申請対象者及び増額申請対象者以外の方

（対象の方には6月上旬頃個別に通知します。）

■受付期間／6月17日（木）～22日（火）午前9時～午後4時30分

※6月19日（土）、20日（日）も同時間で受け付けます。

■受付場所／役場第二庁舎 3階305会議室

電話相談窓口 「子どもスマイルネット」

子どもスマイルネットは、子ども（原則18歳未満）に関わるすべての悩みについて、県民の方から電話相談を受ける窓口です。

いじめ・体罰をはじめとする子どもの権利に係わる問題から、子育ての悩みやしつけなどあらゆる相談に応じます。

■相談受付時間／午前10時30分～午後6時（祝日、年末年始を除く）

■相談窓口／埼玉県子どもの権利擁護委員会 ☎ 048-822-7007

※子どもの権利侵害についての面接相談（予約制）も行っています。

